

第25回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会議事内容

日 時：平成20年12月26日（金） 18：30～20：00

会 場：行徳文化ホール I & I 大会議室

出席者：西村座長（東京大学教授） 風呂田委員（東邦大学教授）
歌代委員（南行徳自治会連合会） 佐野委員（市川緑の市民フォーラム）
東委員（行徳野鳥観察舎友の会） 藤原委員（市川市行徳漁業協同組合）
及川委員（南行徳漁業協同組合） 佐々木委員（塩浜協議会まちづくり委員会）
高根委員（市川青年会議所） 清水委員（都市再生機構）
川口委員（市川市民）
事務局（市川市 行徳支所 田草川支所長、横谷次長、東條次長
" " 臨海整備課 森川課長、栗林地域コミュニティ
ゾーン整備担当室長、山口主幹）

<開 会>

事務局（山口）

本日は年末のお忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、会場等の確保の関係でこの日に懇談会を開催することになりましたことについてお詫び申し上げます。

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第25回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を始めさせていただきます。

始めに欠席者の報告をさせていただきます。本日は、安達委員、丹藤委員、熊川委員、土屋委員から所要のため、欠席するとの報告をいただいております。

それでは、議事に入ります前にお手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。第25回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会のレジュメがございますが、これが1綴りになっておりまして、最後のページが10ページとなっております。

それでは、資料の不足がないようでしたら議事の進行を西村座長にお願いしたいと思います。西村座長、よろしく申し上げます。

西村座長

皆さん、こんばんは。よろしくお願いします。お久しぶりでございます。今日は、役所の方は御用納めの日でして、本当に最後の御用納めの仕事になってしまいました。申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は報告事項が中心なのですが、これはまとめて報告していただけますか。(1)の行徳臨海部の課題に係る最近の状況について、事務局のほうからご報告ください。よろしくお願いします。

事務局（山口）

それでは、行徳臨海部の課題に係る最近の状況報告としまして、ア) からエ) までの 4 項目について各担当者からご説明申し上げます。

事務局（森川）

臨海整備課長の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから説明させていただきます。まずア) の主な経緯と今後の予定についてご説明させていただきます。1 ページ、資料—1 の「行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯」をご覧ください。

最初に千葉県の取り組みでございます。前回、7 月 24 日開催のまちづくり懇談会以降についてでございます。9 月 9 日に第 25 回三番瀬再生会議が開催され、21 年度の再生事業の方向性について議論されました。11 月 20 日には、第 26 回三番瀬再生会議が開催されまして、21 年度の実施計画が議論され、来年の 2 月の県議会で予算が承認されれば 3 月末には事業費等が公表されることとなります。

続きまして、塩浜 2 丁目護岸の取り組みについてです。本年の 10 月末までの進捗状況としましては、767m の捨石工事と、80m の完成断面が完了しております。平成 21 年度の計画につきましては、捨石工事を 50m、陸側の H 鋼杭を 205m 施工する予定となっております。このことから、平成 21 年度末には捨石工事が、環境学習ゾーンを除く、約 900m に施行され、当面の安全対策は確保されるということになります。しかしながら、今の県の 5 ヶ年計画の最終年度であります 22 年度末までの完成は、今の進捗状況からいきますとちょっと難しいのではと考えております。

次に、市川市の取り組みでございます。塩浜 1 丁目及び地域コミュニティゾーンの整備事業の 2 項目につきましては、後ほど状況をご説明させていただきます。

次に資料—1、後段の「行徳臨海部の課題に係る今後の予定」につきましてご説明させていただきます。来年度につきましては、不確定な要素が多い中で、現段階での状況として報告させていただきます。千葉県の三番瀬再生会議につきましては、3 回の開催を予定しております。9 月は 22 年度事業の方向性、11 月は 22 年度の実施計画が議論される予定でございます。また、現在、来年度予算の要求をしている状況ですが、平成 21 年度は当懇談会の開催回数も増やしまして、年に 3 回開催したいと考えております。

次にイ)の塩浜1丁目護岸についてでございます。2ページ、資料—2の「塩浜1丁目地先護岸の恒久整備に関する要望」をご覧くださいと思います。塩浜1丁目護岸につきましてはご案内のとおり、今年度、県の協力を得て、約600mを暫定補強工事する予定でございましたが、県の協力が得られないことから、応急処置としまして、特に危険な3箇所、約70mについて暫定補強工事を実施しました。8月末には海側の工事が完了いたしました、陸側についても10月初旬に工事が完了したところでございます。

一方、5月29日付で千葉県に対しまして、6月末までの回答を求めた9項目からなる要望書については、9月30日付で回答があり、この回答につきましては、委員の皆様にもご報告させていただいたところでございます。本市としましてもこの回答の内容によっては、総務大臣に自治体間の紛争調停の申請することも視野に入れながら準備を進めたいということと考えておりましたが、県議会における担当部長の答弁等で当該護岸の本格的な改修について県と市で協議するといったこともあり、手続きを留保しているところでございます。

また、この回答を受ける以前に県のほうから、本格的な護岸の改修に向けて協議したいとの申し出を受けまして、護岸の構造、整備や、管理主体、費用負担などについて、担当部と協議を行ってきた経緯がございます。その協議の中で、概ねの方向性が定まってきたものですから、11月18日付で県が主体となって護岸改修に取り組むよう、改めて要望書を提出したところでございます。これがその要望書の写しでございます。

なお、回答について、書面での回答を求めているのですが、当初、年内ということ打ち合わせをしていたのですが、先般、県のほうから年内は難しいという説明がございました。できるだけ年明けの早い時期に回答をお願いしたいということを改めて申し出たところでございます。実は今日の午前中にも県の担当部に伺いまして、その辺を改めてお願いし、回答を受けた後には事務方でもその辺の方向性を確認する上で、再度、事務方どうしの確認をしようというようなことで調整をしているところでございます。

つづきまして、その要望に添付しました親水護岸のイメージ図をご覧くださいなのですが、A3の図面でございます。塩浜1丁目護岸の恒久的な改修にあたりましては、今ご説明したとおり、事務方で概ねの方向性を確認しております。

まず、構造についての本市の基本的な考えとしましては、海域側については石積護岸を基本としますが、海側に遊歩道を配置し、親水性に配慮すること、三番瀬の再生の一環として護岸前面には干潟を造成するなどを求めています。

また、陸域部につきましても、護岸に沿って街路樹やベンチ等を配置しまして遊歩道を整備するとともに、市川漁港との整合性を図りながら、市民の憩いの場として周辺整備を進めることを構想としております。

このようなことから本市としましては、来年度から周辺整備について委員の皆様のご意見をいただきながら、仮称ではございますが、「塩浜1丁目まちづくり構想」の策定に向けて作業を進めたいと考えておりますので、当懇談会の開催に際して、皆様のご意見を伺う

ということを理解していただきたいと思います。

続きまして、地域コミュニティゾーンの説明に入ります。

事務局（栗林）

地域コミュニティゾーン整備担当室長の栗林です。ウ) の地域コミュニティゾーン整備事業につきまして第 24 回懇談会以降の進捗状況を報告させていただきます。

9 月に発注いたしました土地造成基本計画の委託状況について最初にご説明させていただきます。5 ページをご覧ください。まだ委託中ですので現時点での報告となることをあらかじめご承知おきください。

現在、検討を進めている土地造成基本計画の平面図となっております。各施設の配置につきましては、前回報告させていただきましたとおり、江戸川側に公園、市街地側に障害者施設、処理場側に体育施設となっております。公園の施設計画につきましては、造成計画の中で改めて今検討を進めているところがございます。昨年度策定いたしました整備構想を受けて体育施設側に芝生の多目的広場を、北側に防災倉庫、マンホールトイレなどの防災施設を配置しております。また、南側には健康広場として管理センターを中心に、遊具広場、バーベキュー広場、花見広場、パーゴラなどを配置しております。

次に、6 ページをご覧ください。平面図の A-A の断面になります。非常に高低差のある場所でございますし、江戸川につきましてはスーパー堤防の事業計画がございますので、今回の造成計画の中では、スーパー堤防事業を取り入れたかたちで検討を進めているところがございます。検討にあたりまして、先ほども申し上げましたがスーパー堤防事業の計画高が、この場所だと T.P の 6.9m となっております。断面図について、右から左に向かって説明させていただきますと、河川境界、ここには敷地境界と書いてありますが、河川境界がございます。ここが、先ほど申し上げました T.P の 6.9m となります。そこからスーパー堤防の範囲ということで、約 30m ほどございます。今回の造成計画では、T.P の 6.9m の平らな高さで、公園を整備していきまして、河川の境界から、この図面でいくと、平均して 85m くらいのところから、平均して約 20m くらいの、1 対 3 から 1 対 5 くらいの勾配で体育施設や障害者施設のある、施設を設置する造成地盤まですりつけるようなかたちで斜面を考えております。また、斜面につきましては、市街地からの景観等を考えまして斜面林を検討しているところでございます。

公園につきましては 1 段下がったかたちで、芝生に行ってイベントなどができる多目的広場を考えております。この断面図の敷地境界と書いてありますけれども、これから左側につきましては体育館等の体育施設を設置していくという、その造成の地盤になります。

また、その左側の道路にありますけれども、これはまだ現在はございませんが、将来処理場の中に県が機能保障というかたちで、ゾーン間道路、大体 9m くらいの幅員の道路を設置する計画になっておりますので、これはコミュニティゾーンの事業と、県の事業、どちらが早くできるかという状況ではあるのですが、市といたしましては、このゾーン間道路

分の用地買収を今、県のほうに早急をお願いしたいということで、お願いしているところ
でございます。

次に 7 ページをお願いいたします。B—B 断面図につきましては、平面図で駐車場用地
と書いてあるところが、現在妙典ポンプ場の樋管が埋設されているところでございます。
この高さが T.P の 4.5m となっております。この理由は、この敷地内に高圧線の鉄塔が建っ
ておりまして、ここを上げるには高圧線をかさ上げしなくてはならないので、大変な費用
がかかるということになってきますので、ここにつきましては T.P の 4.5m という計画をし
ております。

隣の公園部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、スーパー堤防高の 6.9m を
予定しております。

右の C—C 断面をご覧くださいと思います。この左側にある道路につきましては、
公園への進入通路です。障害者施設、公園は、この断面の位置では、フラットになります。
右側の道路は先ほどご説明した処理場内の機能保障であるゾーン間道路、それから県が処
理場計画地内で盛土の高さを予定している 11.3m という大分急傾斜な造成計画があります
のでそれを今断面の中に入れてあります。

また、ゾーン間道路につきましては、底地は当然県さんなのですが、将来的に道路管理
そのものは市が管理を行っていくということで、今、県と調整に入っているところです。

資料—3 については以上なのですが、次に、各施設これまでの検討状況や今後の予定に
ついてご報告させていただきます。

公園につきましては、名称を下妙典公園として面積約 1.4h の近隣公園として今現在、都
市計画の手続きを進めているところです。8 月 23 日に素案の説明会を、住民や地権者の方
を対象に行いました。43 名の方に出席いただきまして、素案についてのご意見はございま
せんでした。ご意見がなかったものですから市としましては、素案を原案といたしまして 9
月 19 日から 10 月 3 日まで 2 週間、原案の公告、縦覧を行いました。縦覧に来られた方は
1 名、公述の申し出もございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。これらの結
果をもとにいたしまして 11 月に入りまして、県と原案協議を行い、12 月に入り異存のない
旨回答をいただいたところです。今後につきましては、1 月下旬に市川市の都市計画審議会
に中間報告をして、3 月に付議、5 月に都市計画の決定告示を予定しております。これは前
回もスケジュールについてご報告したと思いますが、そのスケジュールに沿ったかたちで
今進めております。

なお、説明会では障害者施設や体育施設についての具体的な内容についてのお問い合わせ
が多々ございました。ただ、担当部局といたしましても、今後基本設計をやっていく中
で具体的なお話をさせていただきたいということでお答えしているところでございます。
ただ、施設が決まってから説明を受けるのではなくて、できる中間の段階で、各自、周辺
住民の方とか市民に対しての説明を十分してほしいという要望がございました。

地域コミュニティゾーンについては、以上でございます。

事務局（森川）

次にエ)のまちづくり市民発表会についてご説明いたします。8ページの資料—4をお開きください。前回の懇談会の中でもお知らせいたしましたが、12月6日に国土交通省千葉港湾事務所の主催で本市の臨海部を題材としまして県内の学生によるまちづくりコンペが本市の文化会館で開催されました。

8月より作品募集を開始しまして、県内2大学、これは日本大学さんと千葉工業大学さんなのですが、両校から10作品の応募がございまして1時審査を通過した6組が当日発表を行い、審査員と、当日来ていただいた市民の投票で最優秀賞などの各賞を決定いたしました。今日その受賞したパネルをお持ちしたのですが、現在、行徳支所2階の多目的ホールに3賞のパネルや模型を展示してございます。行徳支所のほうには21年1月8日まで展示いたしまして、1月13日、14日、2日間になってしまうのですが、本庁の多目的ホールを使用しまして展示する予定です。今本庁のほうにも折衝しておりまして、もし空くスペースがあればできるだけ置かしてもらいたいような考えを持っております。今現在の予定としましては、1月13日、14日の2日間、本庁で展示を行う予定となっております。

ちなみに今回、3賞は日本大学の生徒さんの作品で、残念ながら千葉工業大学さんの作品は3賞からは漏れてしまったのですが、それぞれテーマをもってつくりまして、やはり中には是非採用したいといいますか使ってみたいというのもございまして、いろいろなやわらかい頭で考えられた作品となっております。

以上でございます。

西村座長

という報告でございます。なにかこれまでのところでご質問やご意見がありましたらどうぞ。はい、風呂田先生。

風呂田委員

5ページの資料—3の絵なのですが、スーパー堤防があって、バーベキュー広場があると。その北側の駐車場用地は高さ4.5mということで、差があるのですけれどもこちら多分スーパー堤防ですよね。多分右側が江戸川放水路だと思うのですが、この落差というのはどうして生じるのでしょうか？同じ堤防であれば感覚的には同じ高さでないといけないように感じるのですけれども。

事務局（栗林）

すみません。図面の中に四角く箱抜きされた部分がございますが、ここが先ほどご説明した高圧線の鉄塔になります。ですので、スーパー堤防の高さにまで上げるには鉄塔の橋脚部分を全部埋めてしまわなくてはならないような状況ですので、東電さんとの協議とな

ると当然その分かさ上げしろとか、膨大な費用がかかるお話になってしまいますので、そういう理由で今回、市の造成計画では 4.5m となっております。

風呂田委員

それでは、将来鉄塔を工事するときにはかさ上げる予定ということでしょうか？

事務局（栗林）

はい。そういうことになります。

風呂田委員

この計画がどこまで決まっているのか、前にも伺ったかもしれませんがまちづくり全体で、水と緑のネットワークというキャッチフレーズで、この計画の中に水という部分が完全に消えているような。その理由はあるのでしょうか？例えば管理事務所が江戸川放水路に面しているのであればそちらとの関係を持たせるとか、何らかのかたちで水との関係も可能だったのではと思うのですが、それが全く入ってない理由はあるのでしょうか？

事務局（栗林）

前回の構想段階の時には、堤防敷まで全て含めまして図面を提示させていただいたのですが、今回はちょっと申し訳ございません。造成計画の中の範囲の図面しかお示ししていないので、河川事務所さんのお話の中でもスーパー堤防区域の中につきましては、公園的な活用とか、市の考える、市の要望にそった活用は認めていただけという話になっていきますので、河川区域も含めまして、今ご質問にもありましたように、スーパー堤防から江戸川側に下りていくとトビハゼの護岸があったり、そういったものも有効活用というか視野にいれたかたちで前回の構想の時にはご説明させていただいたかと思います。

ですから、それが今回の図面の中からは抜けていますけれども、それを忘れてしまったということではございません。

西村座長

確認しますけれども、この 5 ページの図の下地に薄く地図見たいのが載っていますけれども、ここの右側に土手があるわけですね。土手があって上って下りて、川があると。具体的にその土手はどのくらいの高さになっていて、ここのすりつきはどのようなかたちで考えられているのですか？

事務局（栗林）

薄く矢印の A という文字が見えるかと思います。その下に薄い線で白っぽくなっているところが、その高さが、今国の計画しているスーパー堤防で T.P の 6.9m になります。で

すから、そこまで公園の高さがずっとレベルでいきまして、その A と書いてある下の薄い線のところから河川のほうへ勾配が下っていくような構造になります。

東委員

すみません。私の認識ですと A と書いてあるところには、水門のための大きな堤防があって、多分高さがこの 6.9m からプラス 4m か 5m くらいあると思うんですね。駐車場用地の右側から広場までというのは排水のための門がありますから、その部分の堤防は土が積みあがっていると思いますけど。

それともうひとつ、この場所はトビハゼ護岸の横にはありますけれども、堤防がありますし、それにトビハゼ護岸というのは大分草が生えていますから、そのままでは市民が水に親しめるような場所にはなっていないと思いますけれども。

事務局（栗林）

前回の構想の時にご説明させていただいたかと思うのですが、まず江戸川の護岸については、サイクリング道路の構想がございます。これは、上流側から逐次、整備を進めているところで、護岸側についてはまだ未整備状態でございます。ですので、今回護岸がスーパー堤防の中で、整備されてくれば、それもあわせて整備について考えていきたいというのが 1 点です。

それと、先ほど言った高さの話なのですが、おっしゃるとおり、ここのところは高くなっております。ただ、計画的に先ほど言われた 4m とかの高さではなく、実質、今でも高く感じられるかもしれませんが、スーパー堤防を見越した盛土をある程度、河川事務所さんのほうに私どもも現況の測量図を持って行きまして、どういう断面になりますかというような相談をしながらこの造成計画をつくっておりますので、整合をとれるように進めてまいります。

東委員

わかりました。

川口委員

はい。

西村座長

はい、川口さん。

川口委員

4 ページと 5 ページの案についてお訊ねしたいのですが、今 5 ページの話が出ていましたので先にそちらについて質問させていただきます。平面図の中にある太い数字は今言われた T.P ということですか。道路に書いてある小さな数字は、これは幅員ですか？

事務局（栗林）

いいえ。これは宅盤の高さになります。図面が小さすぎて申し訳ございません。この中の通路、要は、どうしても高さが違いますので、この図面のちょうど真ん中に十字路がございまして、その真ん中に 0.80 と書いてあると思います。これが今の現況の高さでございます。

川口委員

これが現況ですか？

事務局（栗林）

はい。0.8 というのが現況の高さです。

川口委員

なぜ T.P を基準にしたのかと思ったのですが。

事務局（栗林）

すみません。T.P を基準にしたのは、市の場合、都市計画図とか、大体 T.P 表示になっているものですから、それで T.P の表示にしております。

図の中に、真ん中の太い侵入してくる通路がございましてね。これについては、今現在、幅員 12m で、大型車両、障害者施設の関係でも、体育施設の関係でも必要になりますので、あとは安全を考えて両側に 2.5m の歩道等も計画しております。

中に 3m と書いてあるのは、これは幅員かというお話だと思うのですが、これは高さです。ですから、この 0.8m のところから 3m のところまで、中にちょっと横文字で書いてありますが、5%の縦断勾配ですりつきますよというような図面の表示になっております。同じように 0.8 の十字路から公園に向かいまして、同じ 5%の勾配で公園のほうに入っていくと、そういうような計画でございまして。

川口委員

続けてよろしいですか。

西村座長

どうぞ。

川口委員

今、この案が出されたからこの案にこだわった質問になってしまうのですが、先ほどの風呂田委員の質問とも重複しますが、この案というのは、どの程度われわれの意見によって変えられる可能性というはあるのですか？このまま行くということですか？ゾーニングとして。

西村座長

どうでしょう。

事務局（栗林）

ゾーニングと言いますか、これは敷地割のお話で、まず公園につきましては先ほどお話ししましたとおり、原案の協議まで終わっておりますのでこれから変えるというのはちょっと無理です。障害者施設、体育施設については、これは敷地になっておりますので、この中に、どういう建物をどういう配置で入れるのかというのは、これから基本設計をかけていきますので、その中でまた出来上がった時点でみなさんのご意見をいただくとかそういった機会を設けたいというふうに、前回の素案の説明会の時にも参加された方からご意見が出ておりましたので、市のほうとして説明をきちんとして事業を進めていきたいと、そのように考えております。

川口委員

そうすると、駐車場用地と障害者施設との関わりというのは、どういうふうになるのですか？この人たちの駐車場は、今道路がすりついていないので使えないということになるのでしょうか？その角に防災倉庫があるから駐車場にはこちらからは行けませんね。そうすると障害者施設の方たちは、家族とかも来ると思うのですけれど、駐車場はこの中にあるのですか？

事務局（栗林）

ございます。

川口委員

わかりました。

ではもうひとつ、4ページのほうについて。この図面というのは、今日発表して、他にも発表しているのですか？

あと、干潟の先が窪地になっていますね。これはなにを表しているのですか？濡ですか？

事務局（森川）

現在の滞です。

この図は先ほどご説明したとおり、県に要望をした中で、市としてこういうイメージをもって石積みを、ということを出した図です。

川口委員

この図はこれまでの行徳の構想で使っている図面と違うんですね。だから、これが滞だとしたら、現在の滞だって書かないと市川市は深い海を計画しているのかなと思いますよね。滞なら現在の滞と書いて、今までは干潟の先になだらかな湿地までいくんですね。だから、この図面だとちょっとびっくりしますね。

事務局（森川）

申し訳ございません。

川口委員

それと、遊歩道の高さは、僕はこれで悪いとは思っていないのですけれども、この構想も僕は始めて見たのですが、これももう再生会議やなんかに出したのですか？

事務局（森川）

再生会議のほうにはまだ出ておりません。先ほど言った 11 月 18 日の市の要望の中でこれを添付して、市はあくまでもこういうイメージをもっていますよということで、出させていただいたものです。

川口委員

あと、これで現在の鋼矢板のところに市の管理道路があつて、そこから先に私有地と公有地がありますけれども、その辺のことも書いておかないと、全部このように話し合いが済んだのかと、もし済んでいけばいいことだとは思うのですが、その辺を誤解しないように書いていただきたいですね。

事務局（森川）

細かなところまでは網羅しておりませんので、大変申し訳ございません。陸側と海側で分けて、県のほうとも話しあっております。

西村座長

よろしいですか。

川口委員

はい。

西村座長

他に何か。はい、佐野さん。

佐野委員

同じく 4 ページの親水護岸イメージ図についての質問なのですが、現護岸の際が遊歩道の左側の部分ですよね。そうすると内側の遊歩道の街灯があるところが、現在の管理用スペースということですよ。その左側が道路で、さらに左側に歩道があって、ちょっと大きめの側溝のようなものがあって、さらに左側がマウンド状になって黒松のようなものがあるというイメージなのですが、そうすると、この部分は民地なのでしょうか？

事務局（森川）

この部分は、現在の工場の前の緑地帯を表しております。それと、大きな側溝があると。これも現在の歩道の位置を表しております。

佐野委員

そうすると、左側の黒松のようなもののマウンドで、最後の高波とか、そういったものを防ぐ、そこまでで防護すると、そういう発想で考えてよろしいのでしょうか？

事務局（森川）

防護方法については、例えば胸壁をつくるとか、ある程度距離がありますから、なだらかに高くするとか、そのあたりはまだ具体的にはまだ県と詰めておりません。ただ、海側の護岸の整備については、こういうかたちのイメージを持っていますと。それと高潮、高波、今言った高潮のほうについてはある程度高さを護岸のほうでとると。高波については今言ったようにある程度距離がある中で、緑地帯で山にするとか、緑地帯をそのままにして胸壁をつくるとか、そういうことはあると思いますが、その辺はまだ詰めておりません。

佐野委員

わかりました。それから、ここは 1 丁目の親水護岸のイメージということなのですが、漁港の位置とか、現在の漁協がつくられた人口干潟の部分がありますね。その部分は、何か市川市としては、こんなふうにしたいとか、検討しているとか何かイメージがありましたら教えていただきたいのですが。

事務局（森川）

まず、1丁目の護岸は、当然、漁港と一体的な連続性がありますから、漁港の護岸についてもある程度同じような形態を考えていく必要があるというふうには思っております。

あと、沖合いの人口干潟につきましても、せっかくの人口干潟ですから、何とか活用を図れるようにとは考えております。例えば、環境学習でもそうですけれども、当然、漁業権の問題もありますから、漁業者ともいっしょになって考えていくと。いずれにしてもあれだけの人口干潟ですから、活用する必要があるというふうに考えております。以上です。

佐野委員

その場合に、かつて架けた橋が現在壊れていますよね。間には滞があつてすぐには渡っていけないようになっていきますよね。ここは将来例えば、今環境学習という話が出たのですが、改めて橋を架けてみようかとか、そういうようなイメージまでつくられているのでしょうか？

事務局（森川）

これから計画図をつくっていくのですが、今の橋は朽ちて逆に使えないとう中で、漁港整備の中で、なんとか干潟がかつようできるような方法を考えていきたいと思っています。

佐野委員

ありがとうございました。

西村座長

他に何か。はい、及川さん。

及川委員

塩浜 1 丁目の護岸の県への要望についてはわかったのですが、実際、今年一部補強したという説明がありましたけれども、来年度の補強等の予定はどうなっているのでしょうか？

事務局（森川）

今の補強で危険なところは回避しているという認識をもっています。ただ、先ほども言いましたように、今後は県と恒久護岸として整備していくというように進めているものですから、できるだけ早く恒久護岸として整備できるように、そちらのほうに力を入れていきたいと考えております。

西村座長

よろしいですか。他に何か。はい、風呂田先生。

風呂田委員

4 ページ目の親水護岸イメージ図、これはある意味では機能図でもあると思うのですが、基本的に、人が近づいて海に接したいというのはとてもいいと思うのですが、一番まちづくりで心配されるのは、私も前から随分話していると思うのですが、治安の問題で、結局こういうスペースはいいのですが、夜になってまったく人がいなかった時にどういう使われ方をするかというのはいくつか例があると思います。

例えば、護岸のところ、浦安近辺ではいわゆるブルーテントの方々が住居にしている、この図を見るとちょうどこの影のところがありますし、それから、花火ですとか、車で来た人たちの、いわゆる騒ぎ場になったりしてしまっている。

親水を機能させるということは、そこで人がなにか活動をするという、もうひとつの運用の作戦を練っていないといけないのですが、いつもこれは議論はしていると思うのですが、そうしないと格好だけできて、結局人が近づけない。要は治安の問題とかゴミの問題で市のほうに経済的な負担がかかる。もっと言うと行徳のまちのイメージの劣化につながってしまう。そのあたりの実際の運用や活用面についてもしっかりと作戦を練らなくてはならないと思うのですがそういった話はどのようにお考えでしょうか？

事務局（森川）

申し訳ございません。まだ、そこまで議論はしておりません。いずれにしても、委員さんがおっしゃるとおり、管理面も含めて大きな問題だとは思っております。逆にここからすぐ海に下りられるというような状況もできることから、やはり危険性も伴います。それも含めまして、やはり今後は管理面も含めて検討していきたいと思っております。

西村座長

他にいかがでしょうか。はい、藤原さん。

藤原委員

資料—3の5ページ、国交省のだとスーパー堤防は150mですよね。これは40mでいいのですか？普通150mと聞きますけど。

事務局（栗林）

スーパー堤防の場合は、堤防の内陸側と言いますか、地盤の高さによってスーパー堤防の区域というのは決まってくる。今、委員のおっしゃられたように、計画の高さから30分の1の勾配で現況の地盤までなだらかにすりつけていくと。

藤原委員

階段式ではなくて？

事務局（栗林）

階段式ではなくてです。計画上はなだらかにすりつけていって、現況の地盤にぶつかったところまでは、スーパー堤防の区域ですよ。

藤原委員

妙典の区画整理の場合は階段式で 150m ですよ。

事務局（栗林）

はい。実際の階段式になってはいても、斜めにすりつけている線を階段の中に落としていくと、階段のへこんだ部分は 1 対 30 の線の中に入っています。

藤原委員

わかりました。

事務局（栗林）

ここについて、先ほど 30m くらいしかスーパー堤防区域はありませんよと言ったのは、これも国のほうに現況の測量の図面をお渡しして、どこまでがスーパー堤防区域になりますかということで確認をとりまして、現地番がすごい高いところですので、それで 30m までしかスーパー堤防区域にはなりませんということでございます。

藤原委員

ありがとうございました。

川口委員

はい。

西村座長

はい、川口さん。

川口委員

3 ページの要望書の中身なのですが、恒久護岸だけふれているのですけれども、漁港はどういうスケジュールで、いつごろまでに市としては完成させようと思っているのですか？

事務局（森川）

漁業と期間の問題と、工事の問題があるのですが、23年度に工事に着手できればというふうには考えております。最低5年はかかるだろうと。漁業との調整如何では、もっとかかるということも考えられます。

川口委員

及川さんがいらっしゃるので、市と及川さんに質問ですけど、補償金の問題は去年の県議会で完全に解決したのですよね？

及川委員

あれは補償金ではないから。

川口委員

ごめんなさい。転業の貸付金の問題ですね。そうすると、今までどっちにしようかと宙ぶらりんになっていたのが、その人たちは今回のこの解決でやめていく人は多いのですよね。

及川委員

残る人数は少なくなります。

川口委員

その辺が漁港をつくる上で非常に大事なポイントになってくると思うんですね。そこがやはり親水性とあわせて市民が親しめるような漁港の要素を入れながらつくっていくということが大事なので、その辺の議論もしていきながら、23年度着工に向けた準備をしていくのが大事なことかなと感じます。この要望書を見ていると漁港にふれてないので、これは切り離しては絶対考えられない話だと思います。

事務局（森川）

委員さんがおっしゃるとおり、漁港の規模については、漁業者の数とか漁船の数とかが大きく左右します。あわせまして今の都市型漁港につきましてはやはり、市民利用も考えて整備していく必要があるという認識もっているものですから、今おっしゃられたとおり、そういう面も含めて整備していきたいと考えております。

佐々木委員

はい。

西村座長

はい、佐々木さん。

佐々木委員

1点目は、今計画されている護岸のうち漁港の長さは今の計画ではどれくらいなのかということ。もうひとつは、やはりイメージ図を出すとしたら、いわゆる海岸保全区域の問題をどう考えるかによって、高さが全然違ったかたちになるのではないかという気がしています。これを出すとしたら何か条件をきちんとつけとかないと、こういうイメージでというかたちで出た場合にいわゆる安全性などの問題が問われるという気がしています。

事務局（森川）

まず、塩浜の1丁目につきましては、約1.6kmくらいありますかね。そのうち漁港区域が約1km、一般の護岸が約600mくらいでございます。その中で、白地関係がございますから護岸そのものは1kmあってもそのうちの500mとかその程度でございます。

護岸の高さ関係、高潮、高波関係については、今やはりこういうかたちで要望書をだしたのですが、高さについては高潮対策と同じ高さの護岸高でとは県のほうにお願いしています。先ほど言いましたように、高波になりますと後背地のどこでやるかというのはまだ詰めておりません。今はそういう状況でございます。

西村座長

海岸保全区域については？

事務局（森川）

今回、この区域については海岸保全区域という指定はしない中で、県があくまでも三番瀬の保全と護岸の安全対策としてやろうというような考えでございます。

佐々木委員

ということは、この高さは5.4mくらいをイメージしてればいいということですか？

事務局（森川）

5.4mより高いですね。5.6mになります。

佐々木委員

そうすると、工場のほうが4mくらいしかないのでは。

事務局（森川）

現状の護岸高は 4.5m くらいなんですね。ですから、1m ちょっと上がりますね。

佐々木委員

わかりました。

藤原委員

はい。

西村座長

はい、藤原さん。

藤原委員

川口委員から漁港の話が出ましたが、来年の 6 月にうちのほうでも総会をやりまして人数を把握しますので、そこで残る人数が決まりまして、船の数もわかりますよね。それから役所のほうに申請して、こういうものをつくってくださいとお願いするのに、まだそこまですべて決まっています。来年 6 月に総会終わってから新しい組合を立ち上げますので、それから漁港の話はできると思うのでよろしくお願いします。

川口委員

是非、藤原さんや及川さんにご協力いただき、やはり漁師さんがいなくなると、海は維持できなくなってしまうんですね。人によっては漁師さんは海の番人と言われるくらいですから。残られる漁師さんというのは本当に貴重な存在だと思いますので、市のほうもしっかりと漁業を続けられるような環境をつくるというのはとても大事なことだと思います。

それで、またこの 4 ページに図面に戻りますが、これこそ A.P とか何か基準を書き込まないと。さっきの細かい配置図には書いてあってこっちに書いてないから、混乱してしまうのですよ。

佐々木さんからありましたが、海岸保全区域に指定されてしまうと、逆にどこかに胸壁をつくらなくてはならなくなってしまうのですよね。それも、今は A.P がわかりませんから具体的には言えませんが相当高い、4m とか 5m くらいの胸壁がこの松の書いてあるあたりにないと、海岸保全区域に指定されるとそういうことになってしまうと思うんですね。だから、そのところが指定されたほうがいいのか、されないほうがいいのか検討してからのほうが。

佐々木委員

逆に数字を入れることのほうが抵抗あるのではないかという気がするのですが。

川口委員

断面図なんですからその高さ関係がわからなくては。

佐々木委員

イメージ図ですから。

川口委員

あんまりいい加減なイメージだと。

及川委員

いいですか。

西村座長

どうぞ。

及川委員

また同じ話になりますが、今まで市川市が石積護岸の前面に砂をつける場合はもっと高くまで上がっていましたよね。今回、水面下に抑えたのは何か理由があるのですか？

事務局（森川）

先ほど滞の話が出ましたけれども、滞があるものですから上げると滞のほうに逆に流れ込んで、滞が埋まる可能性があるということである程度砂付けで抑えようと。当然、干満で砂が一部出るというようなことです。

及川委員

もうひとつ。今課長が言われたように前面に滞がありますよね。だから、市民が下りられるかんじというのはちょっと無理だと思うんですよね。

それで、砂よけの杭をうつとかして砂の面が水面に出ていると、今問題になっているカワナが、そこに打ち上げられて処分が簡単にできるんですよね。そういうのも考えて、どうせ砂を入れるのであればそこまでやってもらったほうが、それで滞には落ちないようなことを考えてやったほうがいいのではと思いました。

事務局（森川）

今言われたように、確かに陸がそこにあればよせられて撤去が楽にできると。おっしゃるとおりだと思います。それも今後やる上で皆さんと協議させていただいていい高さに決

めていきたいと考えております。

西村座長

他に何か。はい、佐野さん。

佐野委員

断面図の問題なのですけれども、今 2 丁目で県が石積の護岸をやっていますよね。将来のことを考えると、再生会議の委員をやっていたときに、千葉県全体の沿岸の堤防であるとか護岸の工事、改修について、大体年間の予算が 8 億円から 10 億円くらいだと伺っております。ここ数年は三番瀬にお金が投下されてきたと思います。けれども、やはり守らなくてはいけない護岸が千葉県にもたくさんあって、もちろん僕は市川に住んでいるので市川の護岸を安全なものにしないといけないというのは強く思うのですけれども、やはり全体のバランスを考えたときに、それほど今後、塩浜 1 丁目、2 丁目の護岸にお金が投入されるかを考えるとそんなに甘くはいかないのではと思う部分もあるんですね。そういう意味で考えるとこの護岸は非常にお金がかかる護岸だなというふうに思います。それがひとつです。

もうひとつは、これが実際に完成すると塩浜 1 丁目から 2 丁目までずっと石積の護岸で、もちろん一部形状は変わるのでございますけれども、これも大局的に見たときにやはり、変化のある再生という名の下で考えられてきた護岸なのかなと思う部分もあるんですね。

そういう意味で、何か新しい発想というかそういったものを、まだ、現時点ではイメージ図ですのでそれ以上のことは言いませんけれどもそういったところも僕は必要ではないかと考えております。

西村座長

他になにか。はい、東さん。

東委員

5 ページの図にまだちょっとこだわりがありまして、多分この駐車場用地に 0.8 の地盤のところからきている道というのは、歩道がついていないイメージだと思います。この駐車場に入る車と公園に遊びに来る人というのは多分この道路を歩いて来る人もいると思うんですね。自転車もずいぶん通ると思うので、ここは何か配慮が必要かなという印象をもっています。

それから、バーベキューって本当にいいのかなと。江戸川放水路の妙典の小学校のところも大分いろいろ問題があるみたいですよ。それがまたこういうのができるというのはどうなのかなと思います。第二終末処理場にもあるようなビオトープがここにもできるといいなというのがちょっとあります。

西村座長

何かありますか。

事務局（栗林）

第一終末処理場の中に、調整池用の用地が 5ha ほどございます。そこについては、県もホームページ等で皆さまにご紹介しているのですが、遊歩道があってビオトープ、周囲を皆さまが散策できるような、そういうイメージで県も考えておりますので、実際その整備にあたりましては市のほうも周辺の住民の方の意見を聞いて整備を進めていくと、県も言っておりますのでそういう時期については要請していきたいと考えております。

あと、通路についてなのですが、片側なのですが歩道をつくる計画になっております。

風呂田委員。

いいですか。

西村座長

どうぞ。

風呂田委員

私も東さんと同じでバーベキューというのは、あえてこういう計画で仰々しく書かなくてはいけないのかと。もうちょっとまちづくりに夢があるといいのですけれども、はっきり言ってバーベキューをやる雰囲気がまちづくり計画でクローズアップされるという理由がよくわからない。むしろ排除すべき対称だと私は思うのですけれども。マナーから考えてもここにバーベキューで来るということは、車で大量に機材を持ち込んできてどうせゴミも出ますよね。だから、市民サイドとして空間は使われているけれども、街にとってのプラス効果は決して生まないと僕は思うのですけれども、それをあえてここにバーベキュー広場をつくって、しかもそれを管理事務所で受け付けると。こういうことを考えるのであれば、例えばここを全部林にするとか緑にこだわっていくとか、あるいは江戸川放水路の情報サービスセンターの機能をもたせるとか、当初から議論されている水と緑のネットワークの中の機能として考えていただけないかと。なぜここにバーベキュー広場をつくらなくてはならないのですか？そこまで計画に入れる理由は何かあるのですか？

事務局（栗林）

似たようなご質問が素案の説明会のときにもございました。特に行徳地区の方は、河川敷に行って市民の方がバーベキューをやられてゴミを放置したままとかそういうイメージ

が強いものですから、ただ、大洲防災公園などは、届出制になっておりまして持ち込んでもゴミは必ず責任をもって使われた方が持って帰ると、私も年に 2 回くらいは利用している口なのですが。きちんとした管理さえしていけば皆さんにご迷惑をかけないで市民が憩いの場としての活用は可能ではないかと、これはある程度個人的な考えになってしまうのですけれども思っております。

風呂田委員

みんなが本当に使うのであればなにか緑にこだわったもののほうが、それよりもやはりバーベキューのほうが市の行政としては大事だと考えられるような理由があるというのであれば別なのですが、バーベキューを市の財産であえてやるという根拠がちょっと見当たらないのですが、しかもお金をかけて管理までして、いくらお金をとるかわかりませんが税金を使うわけですよね。もう少しまちづくりの中での位置づけをはっきりさせていただいて、この空間はまちづくりの中でどういう位置づけにするのか。ですから、もっと緑を中心にとかそういったもっと公的な、あるいは将来的な使い方を是非工夫させていただいて、バーベキューはやめていただきたいというのが正直なところです。

西村座長

どのくらいまで決まっているのですか、この計画は。

事務局（栗林）

まだ決まっておりません。先ほど言いましたようにまだ検討している最中の内容ですし、これからも地元の自治会の方ですとか周辺の方々に、この結果について当然説明して、同じようなご意見いただく可能性が高いのですけれども、そういうことも含めましてこの案については、今言ったように修正は可能なものでございます。

西村座長

是非、この設計者に地元の方たちと議論をしてもらって内容を詰めてもらうとか逆提案をもらって、アイデアをこの場だとか住民の場でもらって、もう一度提案をし直すとか、やりとりをする中で、また計画を詰めてほしいとか、そもそもの要件にして、仕事を発注したらどうですかね。そうすると一生懸命やらざるを得ないわけですね。何か誰かの趣味ですとか思い込みでやられると、そういう意味でいったわけではないのですけれども、いろいろなニーズがあると思いますので、そのいろいろなニーズをうまく聞いていくというのが大事なことだと思いますね。

事務局（栗林）

貴重なご意見いただきましたので今後は修正してまいりたいと思います。

西村座長

細かいことですが、5ページの図面で見ますと駐車場用地があつて、T.Pが4.5mということは、右側は6.9mの堤防があるわけですね。ということはここに大きな、2m40cmくらいの大きな壁があつて、下側のバーベキュー広場のほうにも壁があつて、徐々にその壁が低くなっていくと。とすると駐車場は2面が壁にぐるっと囲まれているようなイメージなのではないでしょうか？

事務局（栗林）

駐車場の形態がどのようになるのかはまだ検討中でございます。これはあくまでも盛土の、宅盤の図面でございます。実質、今市内にあるような立体の駐車場でございますよね。実際の活用にあたってはそのような、高低差をうまく緩和できるようなものを検討しております。

西村座長

わかりました。他に何か。

藤原委員

ちょっといいですか。

西村座長

はい、どうぞ。

藤原委員

すみません、資料—3について。前に地権者に説明会やりましたよね。そのときに用地買収のことですけれども、なんか100%賛成しないとできないとあってちょっと聞いたのですがその辺はどうなのですか？

事務局（栗林）

公園の説明会は先ほども説明しましたとおり行いました。その中で地権者の方にもご案内しておりましたので、お見えになって、要は今、市が提示している買収額について不満があるというようなご意見もございました。

藤原委員

私が聞いた話ですと、隣が区画整理してありますからその値段でないと売らないよと言っていた人もいたということなので、そういう話聞きましたので一人でも反対していたらできなくなってしまうと困っちゃうなと思って質問したのですけど。

事務局（栗林）

根気強くお願いして事業は進めていきたいと考えております。

藤原委員

わかりました。ありがとうございます。

西村座長

他にいかがでしょうか。

佐々木委員

なければちょっと。

西村座長

はい。どうぞ。

佐々木委員

ちょっと余談にはなるのですが、先週の金曜日に商工会議所主催の市川市のまちづくり視察研修会というのが行われました。市がバスを出しまして50人くらい参加したのですが、行徳地区について、午前中周ったのですが常夜灯とあの区分だけの話がありまして、私としては不満をもったのですが、いわゆる行徳でやっているまちづくりの話がまったくなかった。これは商工会議所の考え方で始めたのかどうかはちょっとわかりませんが、いわゆる商工会議所の中の都市開発委員会と建設不動産産業部会というのがありまして、同乗したのが、街づくり部の方が1人しておりましたけれども、私としては行徳の話がそこで終わってしまったので、行徳は他にもいろいろやってるよねと思ったのですが、市のほうとして聞いておられるかどうか。

西村座長

いかがでしょう。

事務局（東條）

次長の東條でございます。実はその話はちょっと聞いておりませんでした。商工会議所とはわれわれも連絡を取り合っておりますので、そういう主催の、もし行徳地区のまちづくりという題材があれば当然こちらにも声がかかりますので、その時には当然、管内のまちづくりについてご説明するということになるかと思えます。

行徳ではいろいろと事業を行っておりまして、広尾防災公園とか臨海部のこともありま

すし、あらゆる機会でアピールしているような状況ですから、たまたまちょっと今回は話がなかったということだと思います。

佐々木委員

ここで議論されているようなことがひとつもなかったの、寂しかったなということを今言っておりますので、その辺も考えていただけたらということでございます。

東條次長

わかりました。

西村座長

他に何か。よろしいでしょうか。

それでは次のその他にいきたいと思います。その他に関して事務局から何かありますでしょうか。

事務局（山口）

はい。それでは事務局より2点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目は委員の委嘱でございます。委員の皆さまにつきましては来年度も引き続き当懇談会の委員をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。委嘱状につきましては次回の懇談会でお渡ししたいと考えております。

2点目は来年度の開催予定についてです。来年度は年3回の開催を予定しております。最初の開催月は概ね7月ごろを予定しておりますので、詳細が決まりましたら別途ご案内申し上げます。

以上でございます。

西村座長

ありがとうございます。何かこの際にあれば。はい、川口さん。

川口委員

質問します。来年度は1回増えるということですがけれども、来年度3回やってこの懇談会に何を求めますか？

事務局（森川）

先ほどちょっとご説明しましたとおり、1丁目の護岸についてのご意見。それから、漁港を整備していく上では皆さんのご意見を伺っていく必要があるということで、そういう面では1回増やして是非、ご意見いただく必要があると、そういう認識でございます。

川口委員

ちょっと今確認したのは、よその会では検討だとか、調査だとかそればかり繰り返してちっとも結論が出ない会議をやっているの、少なくともこの懇談会は結論が見える会議にしてほしいなという要望を含めて質問しました。

西村座長

よろしくお願いします。はい、歌代さん。

歌代委員

1 丁目の護岸の考え方、これを市川市が出したというのは非常に評価したいと思います。同時に、来年懇談会の回数を 1 回増やした中で 2 丁目護岸のことを何も話さないのかと。これからは 2 丁目護岸の形状については、段々出てくると思うんですね。そこで、市川市の考え方をきちんと出してかなくてはいけないのではないかと考えております。先ほど、佐野委員も画一的な石積護岸でいいのかどうかとおっしゃってございましたけれども、やはり、いろいろなバリエーションを考えてそれを提案するのが必要ではないかと。しいて言えば 1 丁目はこれから再生会議の中でも議論すると思うんですね。ですから、それよりも前の段階ではないかなと私は思います。よろしくお願いします。

西村座長

よろしいですか。

佐野委員

ちょっと報告があるのですがよろしいですか。

西村座長

はい、どうぞ。

佐野委員

ちょっとカキ礁の、その後のことをご紹介しておきたいなと思ってちょっとだけお時間いただきたいと思います。私、三番瀬市民調査ということで、猫実川河口に入って月 1 回くらいのペースで調査をしているのですが、最初は市民だけでやっていたのですが、最近はいろいろな広がりが出てきてきて、僕調べたのですが、カキについて研究者というのは養殖についてはたくさんいるのですが、カキが礁をつくっている、その生態を調査している、あるいは研究されている学者さんは日本にはほとんどいなかったんですね。そうしたら、市民調査がきっかけとなりまして、現在、東大の大学院の理学

系研究課地球惑星科学専攻というところの大路先生というところについている久保さんという大学院生、大路さんもいらっしゃっているのですけれども、カキ礁の形成過程についての研究をはじめられております。前にカキ礁が 100 年とかいう新聞記事が出て、問題になりましたよね。そこについても詳細に調査をしまして、まだしっかりとした論文にはなっていないのですけれども、どうもその結果から考えるとここ 20 年くらいにできたものであろうということなんですね。ですから、100 年という話は多分消えると思います。

それから、もうひとつはいろいろと調べていく中で、カキ礁の周辺のカキの個体を詳細に調べているのですけれども、小さな固体がほとんどなくて、カキ礁が急速に広がるということも多分ないだろうというようなことも研究成果として出ております。

そういうことで、三番瀬、猫実川河口域のカキ礁について、本当に学術的な研究がはじまっているということだけご紹介させていただきたいと思います。

以上です。

川口委員

すみません。

西村座長

はい、どうぞ。

川口委員

やはりこのままで会議が終わると僕の中にわだかまりが残るので、是非支所のこの臨海整備課の方にカキ礁という定義があるか調べていただきたいのですよ。もともと砂地で遠浅だったところにできたものをカキ礁と呼べる定義があるのかどうか。護岸があつたり、岸壁があつて、そこに岩場があつたり、そういうところについたものについては言うのかもしれないのですけれども、僕もカキ礁について盛んに言う人がいるから調べてみたのですけれども、定義らしいものがどこにも載っていないんですよね。ですから、佐野さんの発表も大事なことなのでしょうけれども、一度調べていただきたい。果たしてそういうものが定義としてあるかどうか。僕は造語だと思っているのですけれども。

風呂田委員

定義というかカキ礁はあります。定義というよりも研究者仲間ではカキ礁という概念でどういうものを指すかというのは、大体イメージをもっています。ですから、僕もあまりあそこをカキ礁と呼ぶことは抵抗ないのですが、谷津干潟にできたのもカキ礁だといっているのですけれども。ただ、カキ礁が保全の対象かどうかというのは、私と佐野さんで考え方がまったく違って、私はむしろ保全の対象ではなくて、保全の対象となるのは本当の意味では、行徳の湿地状態、ヨシ原の生える遠浅の海というか、それとカキ礁をどちらを

とるかという、カキ礁はどこにでもでると思うんですよ。多摩川にも広がっていますので。それから、カキについている生物種は埋立地のカキについているものとほぼ同じですので、生物の多様性から見ても保全の対象には少なくともならない。だから、カキ礁というのが歴史的につくられてきたという事実があるのは確かです。

西村座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは事務局にお返しします。

事務局（山口）

それでは以上で第 25 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を閉会といたします。委員の皆さま、長時間のご議論、ご意見ありがとうございました。

<閉 会>